

資料提供  
令和6年10月31日  
課名：経営革新課  
担当者：森川  
内線：3460  
直通電話：082-513-3371

## 経営革新計画の承認について

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和6年10月に3件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,034件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者（※）の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

### ○令和6年10月に承認した経営革新計画

申請者所在地	設立	資本金(千円)	従業員(人)	業種	経営革新計画のテーマ
ふたかわ 二川けい子（ドイツ式フットケア Will） 呉市押込	—	—	0	洗濯・理容・美容 ・浴場業	ドイツ式フットケアの出張サービス開始による販路拡大
株式会社ルピナス 三次市南畑敷町	平成8年	18,000	11	業務用機械器具 製造業	自動製造機導入による生産性向上及び新商品開発による 吹き戻し事業の中核化
株式会社ワタナベ 広島市南区西蟹屋	令和元年	50	10	職別工事業 （設備工事業を除く）	外国人労働者の雇用促進と人材育成による型枠大工工の 内製化

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

（※）特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。